

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第1回会議配布資料	資料 7
令和5年6月27日	

性犯罪等に関する資料

性犯罪等に関する資料

資料番号	資料名
1	性犯罪に係る通常第一審事件の終局人員のうち、有罪（懲役）人員（S45～R1）
2	令和3年 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）
3	刑法犯 20歳以上検挙人員における有前科者人員及び有前科者率の推移（H17～R3）
4	強制わいせつ 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移（H17～R3）
5	強姦等 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移（H17～R3）
6	性犯罪 20歳以上検挙人員のうち性犯罪前科者の割合の推移（H21～R3）
7	窃盗 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移（H17～R3）
8	薬物犯罪 20歳以上検挙人員における有前科者人員及び有前科者率の推移（H14～R3）
9	再入受刑者の再入罪名ごとの前刑罪名構成比（H18～R2累計）
10	法務総合研究所研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」より 全対象者 前科の有無別構成比
11	法務総合研究所研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」より 性犯罪者 再犯率（性犯罪者類型別）
12	性犯罪 再入者の再犯期間別構成比（H22～H26累計）
13	性犯罪による直近の有罪判決確定日から令和3年度の有罪判決確定日までの期間
14	児童買春・児童ポルノ禁止法違反に係る検挙人員及び被害児童数の推移（H25～R4）

※ 本資料において、構成比、比率は、小数点第2位を四捨五入して算出している。

○ 性犯罪に係る通常第一審事件の有罪(懲役)人員の推移(S45~R1) 内訳

S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61
2,756	2,894	2,737	2,588	2,289	2,136	1,931	1,649	1,518	1,471	1,744	1,314	1,246	1,001	969	1,036	1,013

S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
957	909	918	949	998	934	1,028	991	934	1,065	1,205	1,375	1,374	1,556	1,637	1,695	1,755

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1,790	1,749	1,807	1,739	1,562	1,409	1,350	1,291	1,300	1,349	1,332	1,306	1,213	1,140	1,222	1,250

累計人数 73,381人

※1 司法統計年報(最高裁判所)及び法務省刑事局において最高裁判所から提供を受けたデータを基に作成した資料を基に、子ども家庭庁において作成。

「通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

※2 令和元年度は速報値である。

※3 「性犯罪」とは、強制性交等及び強制わいせつをいう。

※4 「強制性交等」とは、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正刑法」という。)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び同法第181条第3項の集団強姦致死傷並びに改正刑法による改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等、同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう(未遂を含む。)

※5 「強制わいせつ」とは、刑法第176条の強制わいせつ、同法第178条第1項の準強制わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ及び同法第181条第1項の強制わいせつ致死傷をいう(未遂を含む。)

(参考) 令和元年 日本人人口(20歳から70歳まで)
約 78,060,000人

※ 人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)(総務省)による。

※1 「犯罪統計書」(警察庁)を基に、こども家庭庁において作成。

「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件(刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件)に係る者を含まない。

※2 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。

※3 本資料において、「強制わいせつ」には、強制わいせつ(刑法第176条)、準強制わいせつ(同法第178条第1項)、監護者わいせつ(同法第179条第1項)及び強制わいせつ致死傷(同法第181条第1項)を含む。

※4 本資料において、「強姦性交等」には、強姦(刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「刑法改正法」という。))による改正前の刑法第177条)、準強姦(同法第178条第2項)、集団強姦・集団準強姦(同法第178条の2)、強姦致死傷(同法第181条第2項)、集団強姦致死傷(同条第3項)、強姦性交等(刑法改正法による改正後の刑法第177条)、準強姦性交等(同法第178条第2項)、監護者性交等(同法第179条第2項)及び強姦性交等致死傷(同法第181条第2項)を含む。

※5 本資料において、「殺人」には、殺人(刑法第199条)及び組織的殺人(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条1項7号及び同条2項)を含む。

※6 本資料において、「傷害」には、傷害(刑法第204条)、傷害致死(同法第205条)、現場助勢(同法第206条)、銃砲等・刀剣類使用傷害(暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条の2)及び常習傷害(同法第1条の3)を含む。

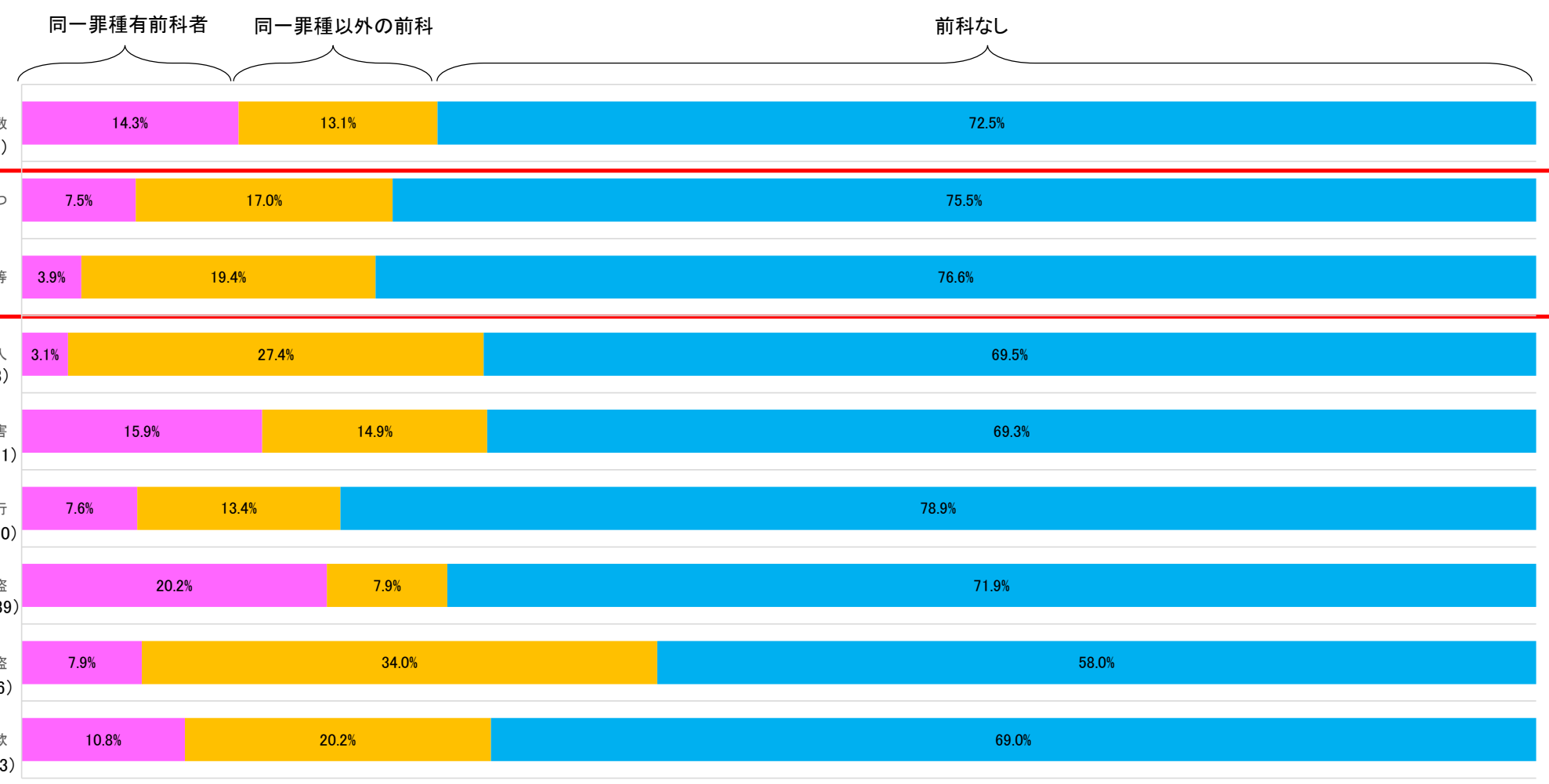
※7 本資料において、「暴行」には、暴行(刑法第208条)、集団的・持凶器暴行(暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条)及び常習暴行(同法第1条の3)を含む。

※8 本資料において、「窃盗」には、窃盗(刑法第235条)、常習特殊窃盗(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条)及び常習累犯窃盗(同法第3条)を含む。

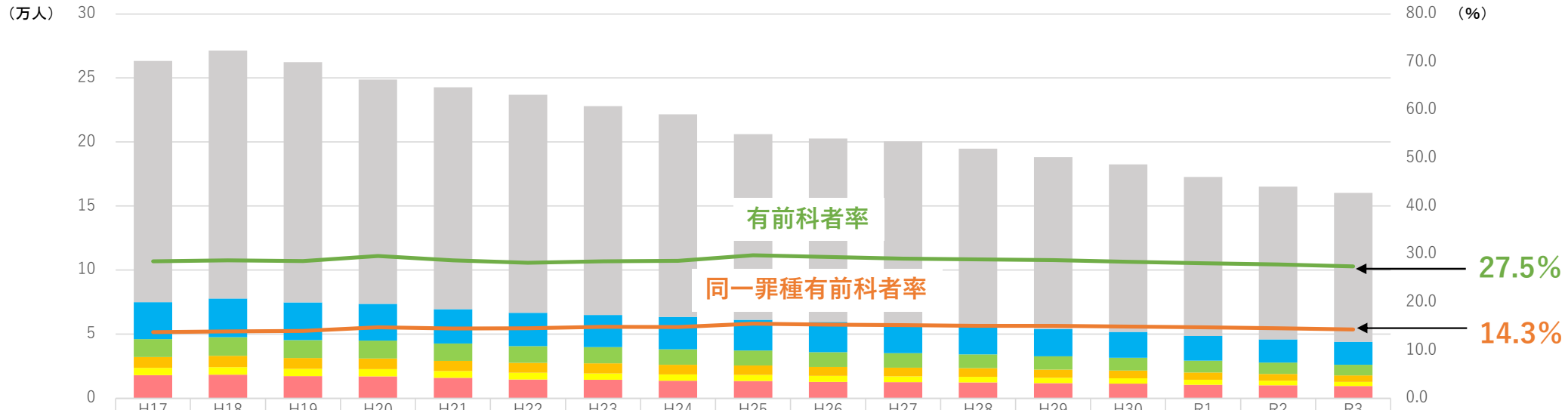
※9 本資料において、「強盗」には、強盗(刑法第236条)、強盗予備(同法第237条)、事後強盗(同法第238条)、昏睡強盗(同法第239条)、強盗致死傷(同法第240条)、強盗・強姦性交等(強盗強姦(刑法改正法による改正前の刑法第241条前段)、強盗強姦致死(同条後段)、常習強盗強姦(同法による改正前の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)、強盗・強姦性交等(刑法改正法による改正後の刑法第241条第1項)、強盗・強姦性交等致死(同条第3項)及び常習強盗・強姦性交等(刑法改正法による改正後の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)を含む。)、常習特殊強盗・常習特殊事後強盗・常習特殊昏睡強盗(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条)、常習累犯強盗・常習累犯事後強盗・常習累犯昏睡強盗(同法第3条)及び常習強盗致死傷(同法第4条)を含む。

※10 本資料において、「詐欺」には、詐欺(刑法第246条)、電子計算機使用詐欺(同法第246条の2)、準詐欺(同法第248条)及び組織的詐欺(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条1項13号)を含む。

令和3年 刑法犯 20歳以上の前科の有無別検挙人員(罪名別)



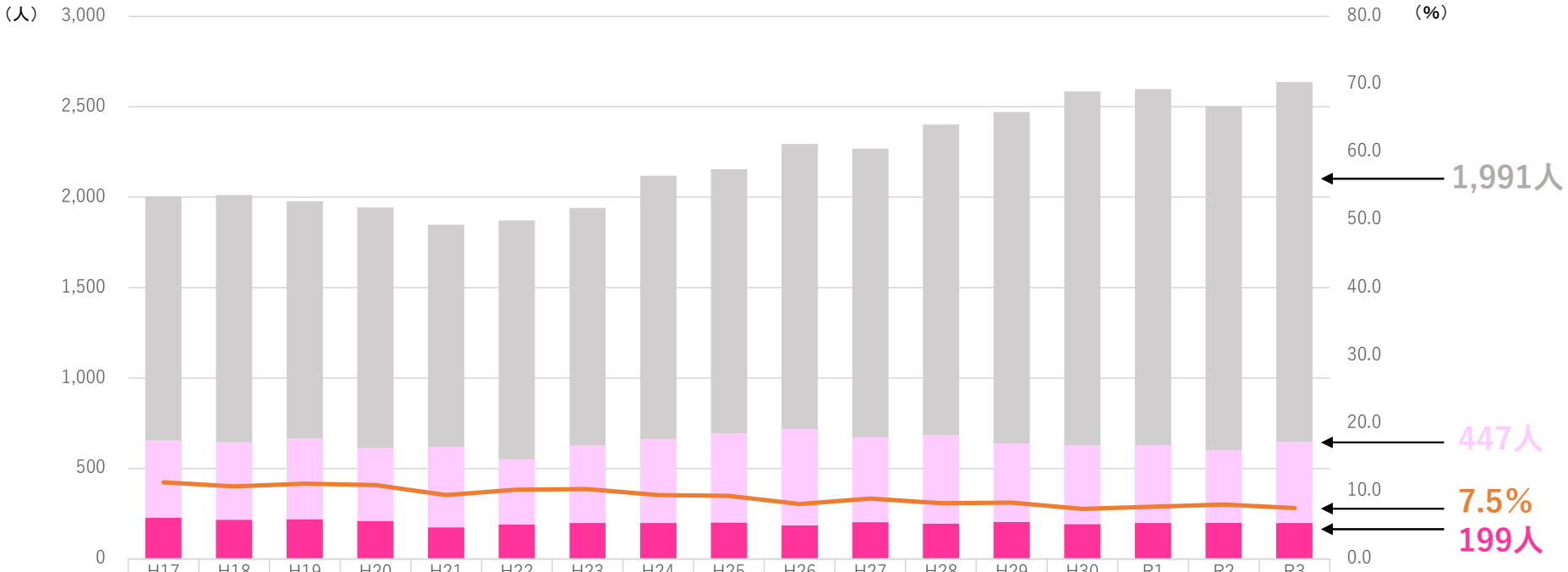
3 刑法犯 20歳以上検挙人員における有前科者人員及び有前科者率の推移(H17～R3)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
前科なし	188,175	193,601	187,520	175,118	173,035	170,008	162,965	158,186	144,730	143,190	142,191	138,539	134,118	130,755	124,165	119,115	116,208
1犯	28,963	30,216	29,454	28,607	26,860	26,127	25,164	25,132	24,033	23,588	23,014	22,034	21,292	20,314	19,133	18,276	17,900
2犯	13,914	14,484	14,051	13,971	13,525	12,979	12,627	12,136	11,737	11,475	11,321	10,726	10,429	9,965	9,281	8,767	8,279
3犯	8,544	8,857	8,434	8,343	7,905	7,815	7,787	7,538	7,273	7,065	6,943	6,791	6,399	6,107	5,675	5,331	5,123
4犯	5,657	5,895	5,669	5,636	5,380	5,205	4,918	4,864	4,794	4,678	4,354	4,455	4,232	4,135	3,913	3,529	3,276
5犯以上	17,987	18,380	17,225	17,111	15,901	14,640	14,474	13,717	13,450	12,758	12,611	12,315	11,736	11,329	10,526	10,098	9,437
検挙人員	263,240	271,433	262,353	248,786	242,606	236,774	227,935	221,573	206,017	202,754	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223
有前科者率	28.5	28.7	28.5	29.6	28.7	28.2	28.5	28.6	29.7	29.4	29.1	28.9	28.7	28.4	28.1	27.9	27.5
同一罪種有前科者率	13.8	13.9	14.0	14.8	14.5	14.5	14.9	14.8	15.5	15.3	15.2	15.0	15.1	14.9	14.8	14.5	14.3

※1 「犯罪統計書」(警察庁)を基に、こども家庭庁において作成。
 「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件(刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件)に係る者を含まない。
 ※2 検挙時の年齢による。
 ※3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 ※4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 ※5 「同一罪種有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

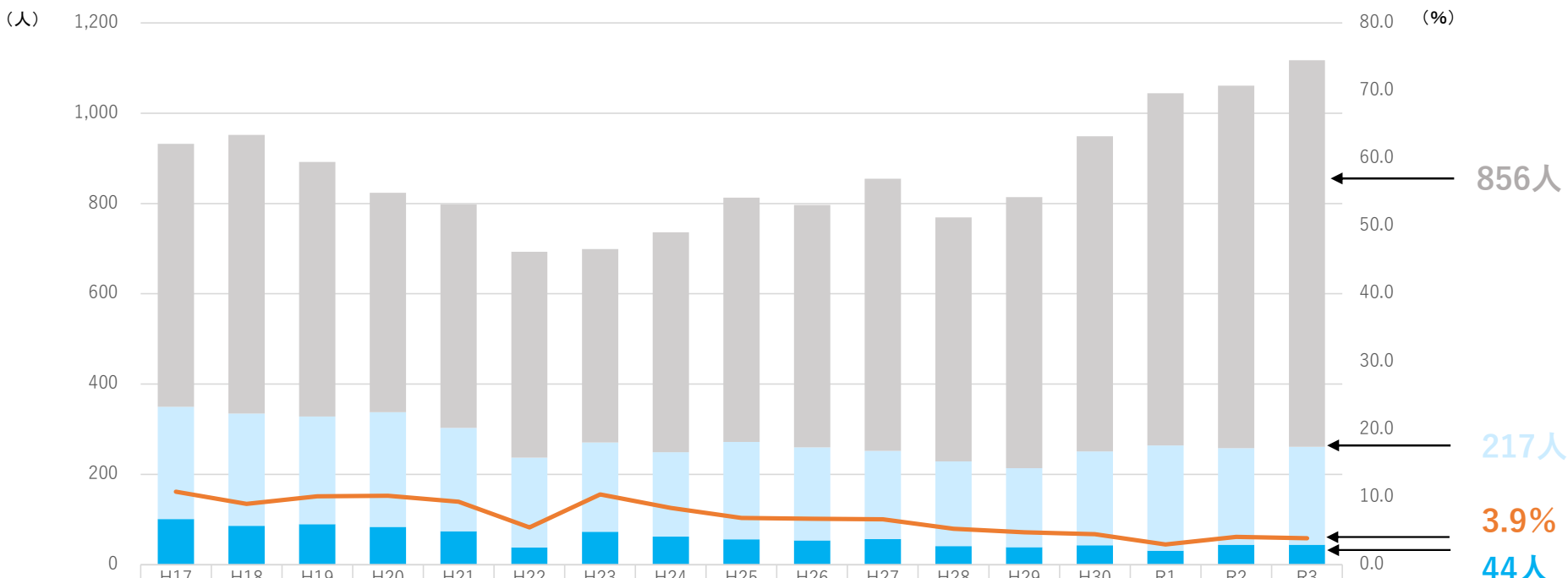
強制わいせつ 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移(H17~R3)



前科なし	1,350	1,368	1,314	1,329	1,229	1,320	1,314	1,456	1,462	1,575	1,598	1,717	1,832	1,959	1,970	1,901	1,991
前科ありのうち、同一罪種前科なし	427	428	444	404	445	361	427	463	492	533	468	488	434	434	429	401	447
前科ありのうち、同一罪種前科あり	227	216	220	211	174	190	199	199	201	185	203	196	204	192	199	200	199
検挙人員	2,004	2,012	1,978	1,944	1,848	1,871	1,940	2,118	2,155	2,293	2,269	2,401	2,470	2,585	2,598	2,502	2,637
同一罪種有前科者率	11.3	10.7	11.1	10.9	9.4	10.2	10.3	9.4	9.3	8.1	8.9	8.2	8.3	7.4	7.7	8.0	7.5

※1 「犯罪統計書」(警察庁)を基に、こども家庭庁において作成。
 「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件(刑事犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件)に係る者を含まない。
 ※2 本資料において、「強制わいせつ」には、強制わいせつ(刑法第176条)、準強制わいせつ(同法第178条第1項)、監護者わいせつ(同法第179条第1項)及び強制わいせつ致死傷(同法第181条第1項)を含む。
 ※3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 ※4 「同一罪種有前科者」は、強制わいせつの前科を有する者をいう。
 ※5 「同一罪種有前科者率」は、強制わいせつによる検挙人員に占める、強制わいせつの前科を有する者の人員の比率をいう。

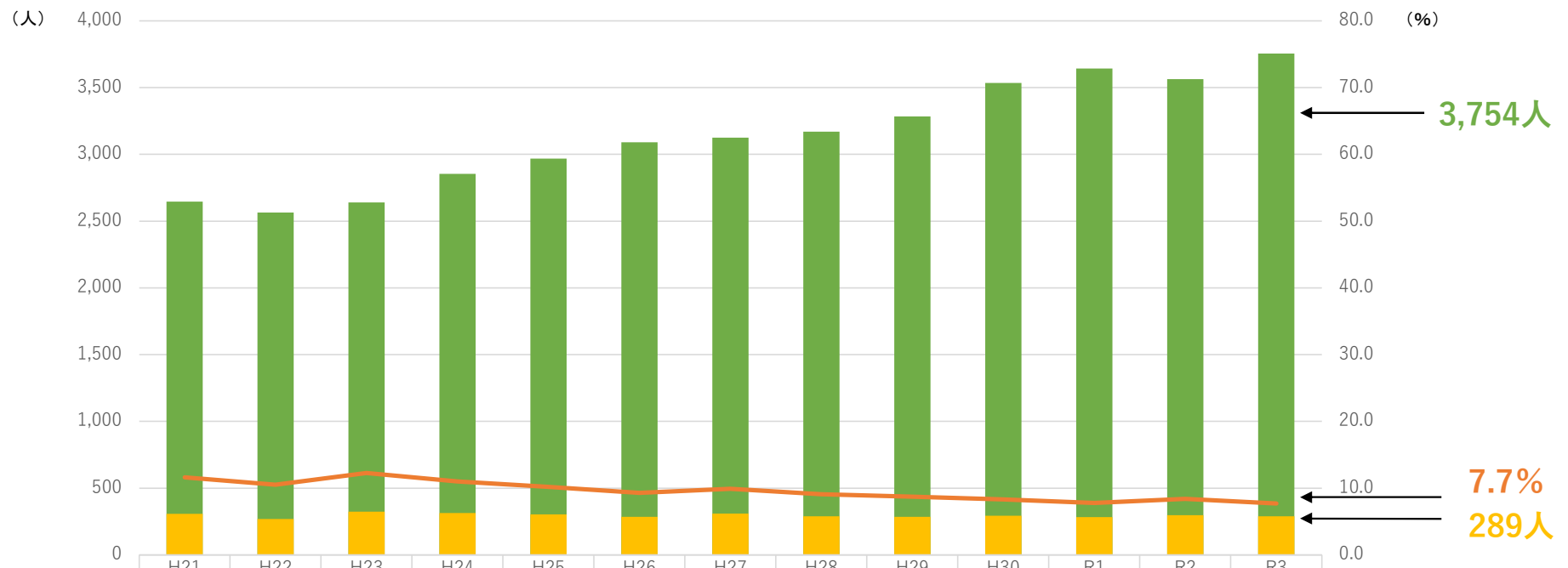
強制性交等 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移(H17~R3)



前科なし	582	617	564	486	495	456	428	487	541	537	603	540	600	698	780	803	856
前科ありのうち、同一罪種前科なし	249	249	238	254	229	199	198	187	216	206	195	188	175	208	233	214	217
前科ありのうち、同一罪種前科あり	101	86	90	84	74	38	73	62	56	54	57	41	39	43	31	44	44
検挙人員	932	952	892	824	798	693	699	736	813	797	855	769	814	949	1,044	1,061	1,117
同一罪種有前科者率	10.8	9.0	10.1	10.2	9.3	5.5	10.4	8.4	6.9	6.8	6.7	5.3	4.8	4.5	3.0	4.1	3.9

※1 「犯罪統計書」(警察庁)を基に、子ども家庭庁において作成。
 「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件(刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件)に係る者を含まない。
 ※2 本資料において、「強制性交等」には、強姦(刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「刑法改正法」という。))による改正前の刑法第177条)、準強姦(同法第178条第2項)、集団強姦・集団準強姦(同法第178条の2)、強姦致死傷(同法第181条第2項)、集団強姦致死傷(同条第3項)、強制性交等(刑法改正法による改正後の刑法第177条)、準強制性交等(同法第178条第2項)、監護者性交等(同法第179条第2項)及び強制性交等致死傷(同法第181条第2項)を含む。
 ※3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 ※4 「同一罪種有前科者」は、強制性交等の前科を有する者をいう。
 ※5 「同一罪種有前科者率」は、強制性交等による検挙人員に占める、強制性交等の前科を有する者の人員の比率をいう。

性犯罪 20歳以上検挙人員のうち性犯罪前科者の割合の推移(H21~R3)

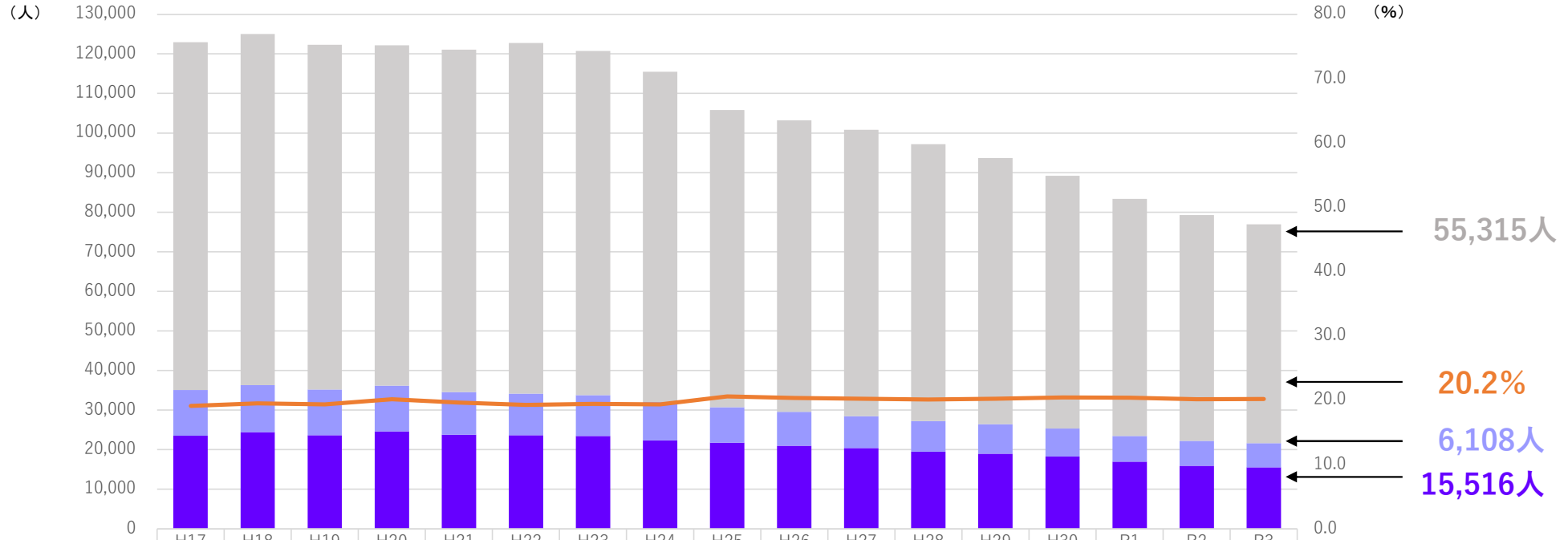


性犯罪に係る検挙人員 (20歳以上)	2,646	2,564	2,639	2,854	2,968	3,090	3,124	3,170	3,284	3,534	3,642	3,563	3,754
うち 性犯罪に係る検挙人員のうち性犯罪前科を有する者	307	268	324	314	303	286	310	290	286	293	284	298	289
性犯罪に係る検挙人員に占める性犯罪前科者の割合	11.6	10.5	12.3	11.0	10.2	9.3	9.9	9.1	8.7	8.3	7.8	8.4	7.7

H21~R3
平均 9.6%

※1 警察庁の協力を得て、こども家庭庁において作成。
 ※2 「強制性交等」とは、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正刑法」という。)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び同法第181条第3項の集団強姦致死傷並びに改正刑法による改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等、同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう(未遂を含む。)
 ※3 「強制わいせつ」とは、刑法第176条の強制わいせつ、同法第178条第1項の準強制わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ及び同法第181条第1項の強制わいせつ致死傷をいう(未遂を含む。)
 ※4 「性犯罪」とは、強制性交等及び強制わいせつをいう。
 ※5 「前科」とは、過去に何らかの罪(道路交通法を除く。)により確定判決で刑(死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料)の言渡しを受けたことをいい、その罪に係る事件を検挙した機関が警察であるか否かを問わない。刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過し、刑法第27条の規定により刑の言渡しの効力が失われた場合、恩赦法第3条若しくは第5条の規定により大赦若しくは特赦を受けた場合、又は刑法第34条の2の規定により刑の言渡しの効力が失われた場合であっても、その言渡しは前科としている。

窃盗 20歳以上検挙人員における同一罪種有前科者率の推移(H17~R3)

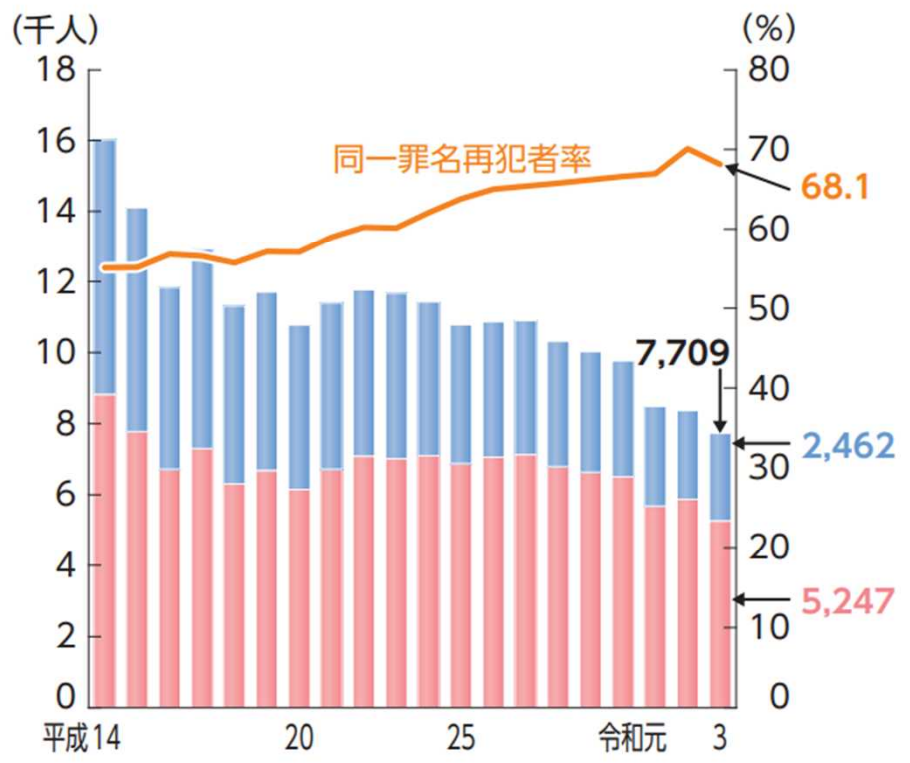


前科なし	87,911	88,747	87,131	86,016	86,484	88,624	86,995	83,461	75,128	73,680	72,408	69,935	67,233	63,866	59,860	57,001	55,315
前科ありのうち、同一罪種前科なし	11,531	11,872	11,511	11,574	10,803	10,493	10,292	9,685	8,907	8,577	8,023	7,708	7,479	7,109	6,494	6,296	6,108
前科ありのうち、同一罪種前科あり	23,530	24,398	23,654	24,591	23,752	23,662	23,451	22,348	21,778	20,987	20,401	19,521	18,951	18,231	16,977	15,945	15,516
検挙人員	122,972	125,017	122,296	122,181	121,039	122,779	120,738	115,494	105,813	103,244	100,832	97,164	93,663	89,206	83,331	79,242	76,939
同一罪種有前科者率	19.1	19.5	19.3	20.1	19.6	19.3	19.4	19.3	20.6	20.3	20.2	20.1	20.2	20.4	20.4	20.1	20.2

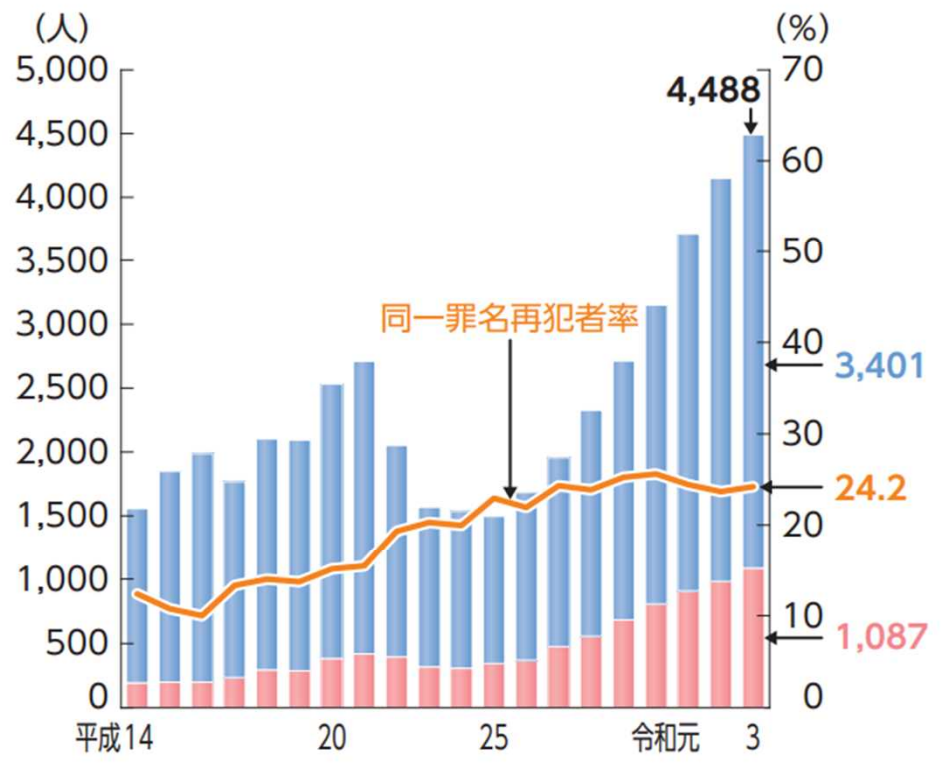
※1 「犯罪統計書」(警察庁)を基に、こども家庭庁において作成。
 「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件(刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件)に係る者を含まない。
 ※2 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。
 ※3 「同一罪種有前科者」は、窃盗の前科を有する者をいう。
 ※4 「同一罪種有前科者率」は、窃盗による検挙人員に占める、窃盗の前科を有する者の人員の比率をいう。

8 薬物犯罪 20歳以上検挙人員における有前科者人員及び有前科者率の推移(H14～R3)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



■ 同一罪名再犯者 ■ 同一罪名検挙歴なし

※1 令和4年版犯罪白書より抜粋
 ※2 検挙時の年齢による。
 ※3 警察が検挙した人員に限る。
 ※4 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反(覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。)で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
 ※5 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反(大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。)で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

再入受刑者の再入罪名ごとの前刑罪名構成比(H18～R2累計)

※1 「矯正統計年報」(法務省)を基に、こども家庭庁において作成。

「再入受刑者」は、矯正施設に入所した新受刑者のうち、入所度数が2度以上の者をいい、前刑出所前の犯罪により再び入所した者は含まれない。

※2 本資料において、「強制わいせつ」には、強制わいせつ(刑法第176条)、準強制わいせつ(同法第178条第1項)、監護者わいせつ(同法第179条第1項)及び強制わいせつ致死傷(同法第181条第1項)を含む。

※3 本資料において、「強姦性交等」には、強姦(刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「刑法改正法」という。)による改正前の刑法第177条)、準強姦(同法第178条第2項)、集団強姦・集団準強姦(同法第178条の2)、強姦致死傷(同法第181条第2項)、集団強姦致死傷(同条第3項)、強姦性交等(刑法改正法による改正後の刑法第177条)、準強姦性交等(同法第178条第2項)、監護者性交等(同法第179条第2項)及び強姦性交等致死傷(同法第181条第2項)を含む。

※4 本資料において、「強盗・強姦性交等」には、強盗強姦(刑法改正法による改正前の刑法第241条前段)、強盗強姦致死(同条後段)、常習強盗強姦(同法律による改正前の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)、強盗・強姦性交等(刑法改正法による改正後の刑法第241条第1項)、強盗・強姦性交等致死(同条第3項)及び常習強盗・強姦性交等(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)を含む。

※5 本資料において、「傷害」には、傷害(刑法第204条)、傷害致死(同法第205条)及び現場助勢(同法第206条)を含む。

※6 本資料において、「暴行」には、暴行(刑法第208条)、凶器準備集合(同法第208条の2第1項)及び凶器準備結集(同条第2項)を含む。

※7 本資料において、「窃盗」には、窃盗(刑法第235条)、不動産侵奪(同法第235条の2)、常習特殊窃盗(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条)及び常習累犯窃盗(同法第3条)を含む。

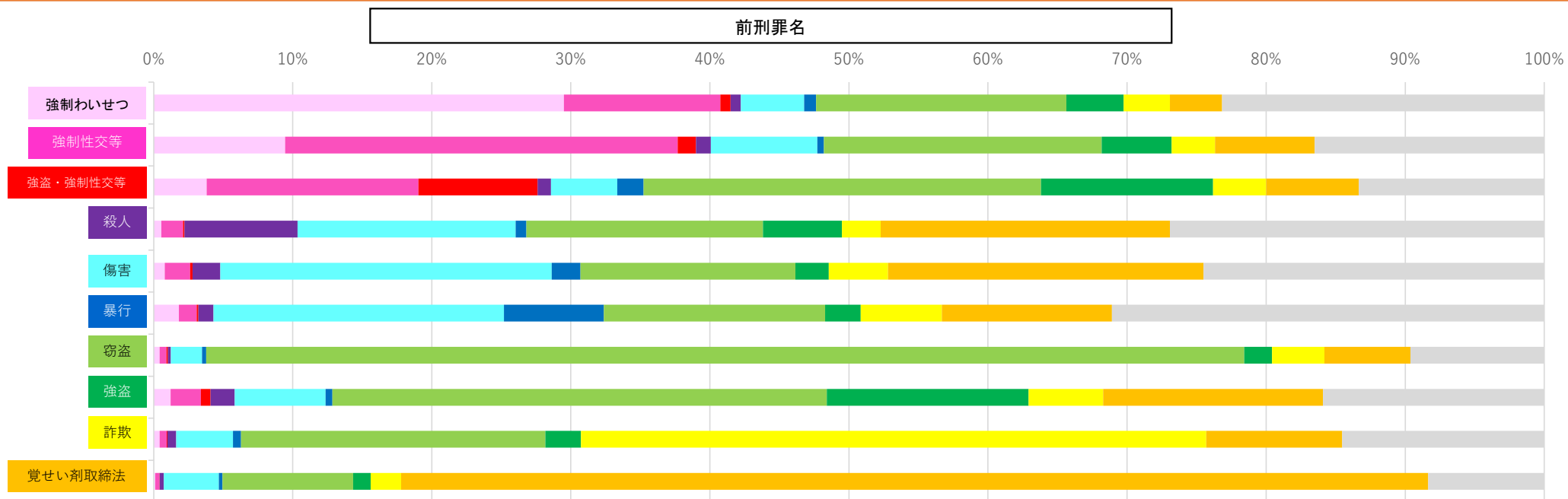
※8 本資料において、「強盗」には、強盗(刑法第236条)、強盗予備(同法第237条)、事後強盗(同法第238条)、昏睡強盗(同法第239条)、強盗致死傷(同法第240条)、常習特殊強盗・常習特殊事後強盗・常習特殊昏睡強盗(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条)、常習累犯強盗・常習累犯事後強盗・常習累犯昏睡強盗(同法第3条)及び常習特殊強盗致傷(同法第4条)を含む。

※9 本資料において、「詐欺」には、詐欺(刑法第246条)、電子計算機使用詐欺(同法第246条の2)及び準詐欺(同法第248条)を含む。

※10 本資料において、「覚せい剤取締法」は、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)違反をいう。

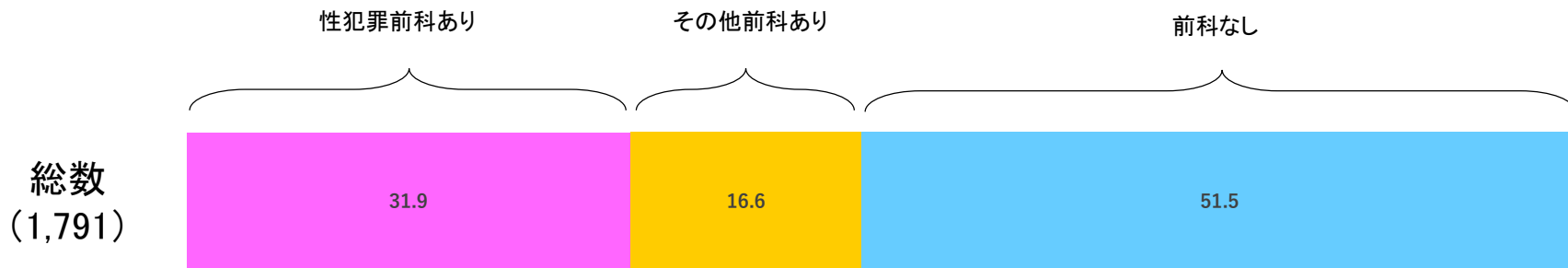
再入受刑者の再入罪名ごとの前刑罪名構成比(H18~R2累計)

再入罪名



	強制わいせつ	強制的性交等	強盗・強制的性交等	殺人	傷害	暴行	窃盗	強盗	詐欺	覚せい剤取締法	その他
強制わいせつ	29.5%	11.2%	0.7%	0.7%	4.5%	0.9%	18.0%	4.1%	3.3%	3.7%	23.2%
強制的性交等	9.4%	28.2%	1.3%	1.1%	7.7%	0.5%	20.0%	5.0%	3.1%	7.2%	16.5%
強盗・強制的性交等	3.8%	15.2%	8.6%	1.0%	4.8%	1.9%	28.6%	12.4%	3.8%	6.7%	13.3%
殺人	0.6%	1.6%	0.1%	8.1%	15.7%	0.8%	17.0%	5.7%	2.8%	20.8%	26.9%
傷害	0.8%	1.8%	0.2%	2.0%	23.8%	2.1%	15.5%	2.4%	4.3%	22.7%	24.5%
暴行	1.8%	1.3%	0.1%	1.1%	20.9%	7.2%	15.9%	2.6%	5.8%	12.2%	31.1%
窃盗	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	2.2%	0.3%	74.6%	2.0%	3.8%	6.2%	9.6%
強盗	1.2%	2.2%	0.7%	1.7%	6.5%	0.5%	35.6%	14.5%	5.4%	15.8%	15.9%
詐欺	0.4%	0.5%	0.1%	0.6%	4.1%	0.6%	21.9%	2.5%	45.0%	9.8%	14.5%
覚せい剤取締法	0.1%	0.3%	0.0%	0.3%	4.0%	0.3%	9.4%	1.3%	2.2%	73.8%	8.4%

法務総合研究所研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」より 全対象者 前科の有無別構成比



※1 法務総合研究所の調査による。

※2 「前科」は、罰金以上の前科に限り、自動車運転過失致死傷又は交通法令違反の罪名のみの前科を含まない。

※3 「性犯罪前科あり」は、性犯罪のみによる前科のほか、性犯罪とそのほかの罪名による前科があることをいう。

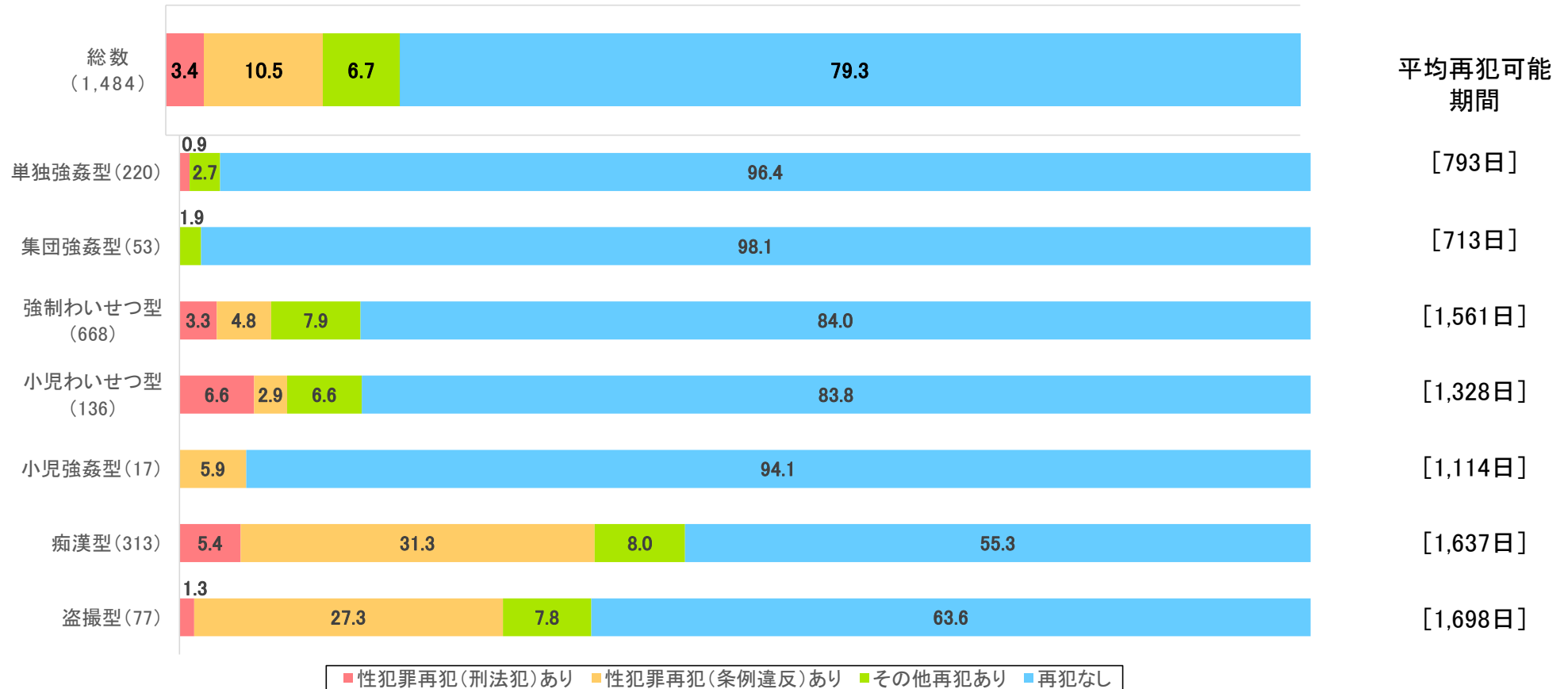
※4 「その他前科あり」は、性犯罪以外の前科のみがあることをいう。

※5 ()内は、実人員である。

※6 本調査は、全国において、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に裁判が確定した者1,791人を対象としたものである。

※7 本調査における「性犯罪」とは、強姦(強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。)、強制わいせつ(強制わいせつ致死傷、準強姦わいせつ及び準強姦わいせつ致死傷を含む。)、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦(強盗強姦致死を含む。)及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等(以下、「条例違反」という。)をいう。

法務総合研究所研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」より 性犯罪者 再犯率(性犯罪者類型別)



※1 法務総合研究所の調査による。

※2 調査対象事件の裁判確定から5年経過時点における再犯の有無を示す。

※3 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の裁判確定から5年経過時点までの日数の平均値をいう。ただし、出所受刑者については、当該期間から刑事施設における服役期間を減じた日数の平均値をいう。

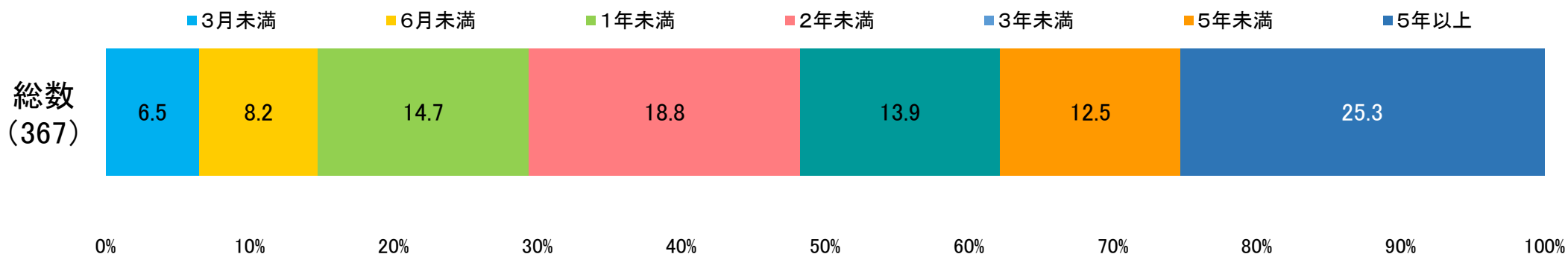
※4 「性犯罪再犯(刑法犯)」は、再犯の罪名に強姦又は強制わいせつを含むものをいい、「性犯罪再犯(条例違反)」は、性犯罪再犯が条例違反のみによるものをいう。

※5 ()内は、実人員である。

※6 本調査は、全国において、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、女子及び来日外国人等を除いた上で調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いた者を対象としている。

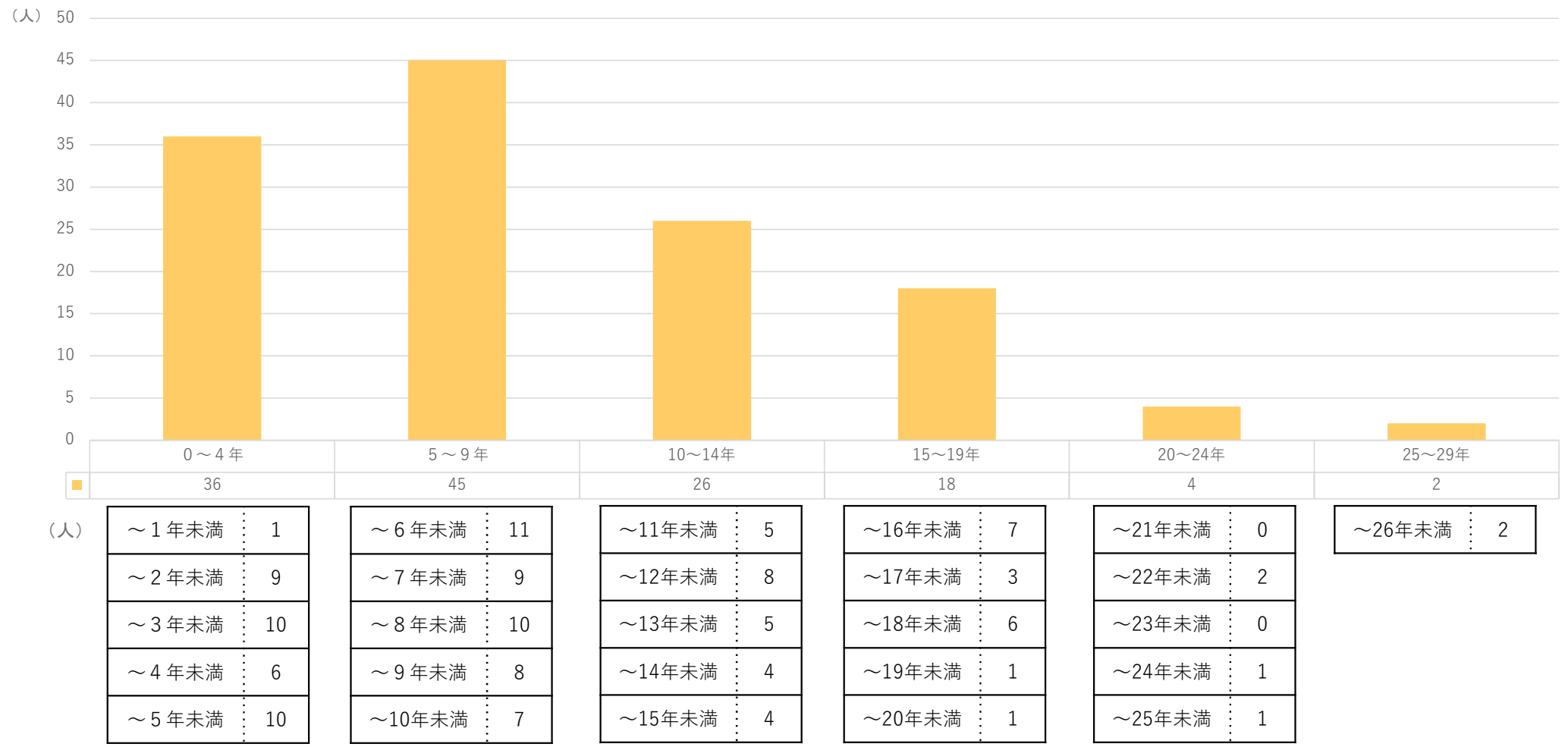
○ 性犯罪の再入者

(前刑罪名:強姦、強制わいせつ→再入罪名:強姦、強制わいせつ)



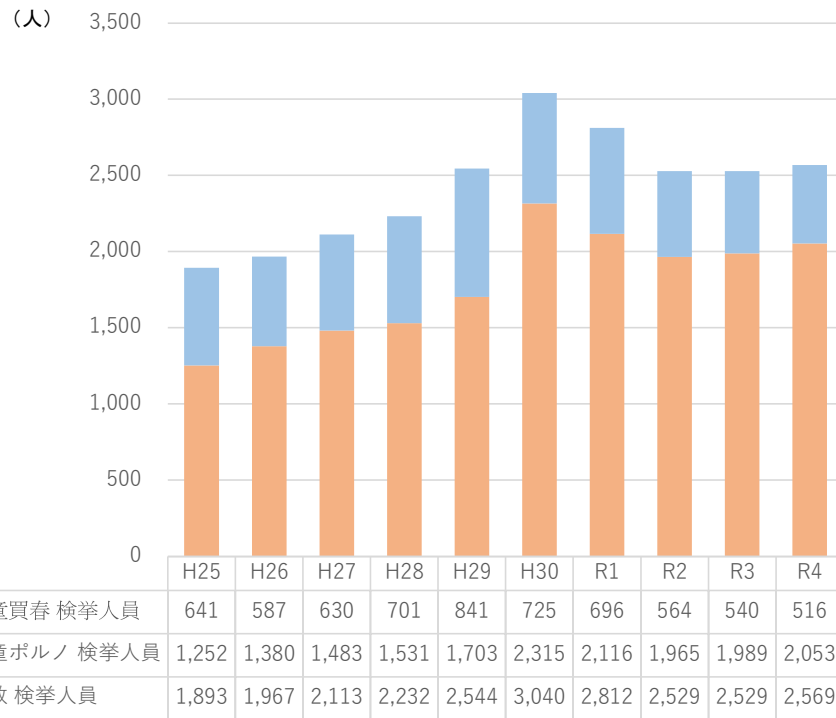
※1 法務総合研究所研究部報告55を基に、こども家庭庁で作成。
 ※2 本資料において、「性犯罪」とは、強姦と強制わいせつをいう。
 ※3 本資料において、「強姦」には、強姦(刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「刑法改正法」という。)による改正前の刑法第177条)、準強姦(同法第178条第2項)、集団強姦・集団準強姦(同法第178条の2)、強姦致死傷・準強姦致死傷(同法第181条第2項)、集団強姦致死傷・集団準強姦致死傷(同条第3項)を含む。
 ※4 本資料において、「強制わいせつ」には、強制わいせつ(刑法第176条)、準強制わいせつ(同法第178条第1項)、監護者わいせつ(同法第179条第1項)及び強制わいせつ致死傷(同法第181条第1項)を含む。
 ※5 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。
 ※6 「再犯期間」は、前刑出所日から再入の受刑に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 ※7 「前刑罪名」は、前回入所したときの罪名をいう。
 ※8 ()内は、実人員である。

性犯罪による直近の有罪判決確定日から令和3年度の有罪判決確定日までの期間

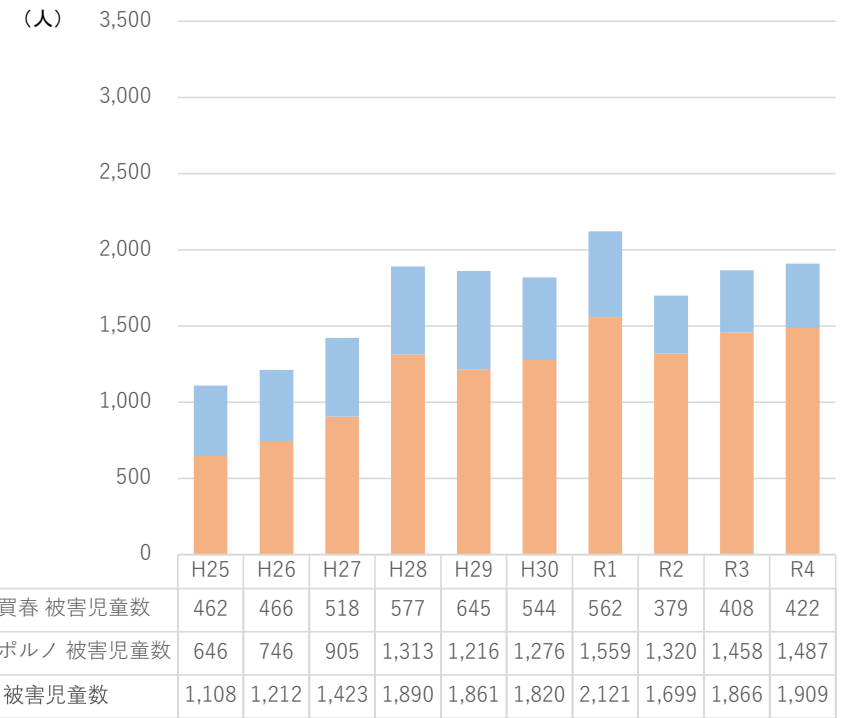


※1 こども家庭庁において、法務省の協力を得て調査を行った上、資料作成した。
 ※2 本資料においては、「強制性交等」(強姦(刑法改正法による改正前の刑法第177条)、準強姦(同法第178条第2項)、集団強姦・集団準強姦(同法第178条の2)、強姦致死傷(同法第181条第2項)、集団強姦致死傷(同法第181条第2項)、強制性交等(刑法改正法による改正後の刑法第177条)、準強制性交等(同法第178条第2項)、監護者性交等(同法第179条第2項)及び強制性交等致死傷(同法第181条第2項)を含む。)及び「強制わいせつ」(強制わいせつ(刑法第176条)、準強制わいせつ(同法第178条第1項)、監護者わいせつ(同法第179条第1項)及び強制わいせつ致死傷(同法第181条第1項)を含む。)を対象としている。
 ※3 令和3年度に上記罪名で有罪判決が確定した者(上記罪名による有罪判決確定が2回目以降のものに限る。)について調査した。本資料は、最新判決確定日の直近の有罪判決確定日から最新判決確定日までの期間を示したものの。

①児童買春・児童ポルノ禁止法違反に係る検挙人員



②児童買春・児童ポルノ禁止法違反に係る被害児童数



※1 「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」(警察庁)を基に、こども家庭庁において作成。

「検挙人員」は、警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

※2 「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の略である。

※3 「児童ポルノ」は、児童買春・児童ポルノ禁止法第7条違反をいう。

※4 「児童買春」は、児童買春・児童ポルノ禁止法第4条から第6条まで及び第8条違反をいう。

※5 児童ポルノの被害児童数は、検挙を通じて新たに特定された被害児童のみを計上しており、少年の特定には至らず年齢鑑定により児童性を判定したものは含まれていない。